

令和7年度

市営住宅入居者募集案内

住 宅 名：市営台原住宅

間 取 り：台原3DK（2階）

募集戸数：台原1戸

入居予定日：令和8年2月20日（金）

申込期間：令和7年12月16日（火）から
令和8年1月9日（金）まで

注 意

- （1）申込みされる方は、この募集案内をご精読の上、お申込みください。
- （2）同一世帯で2通以上の申込みはできません。
- （3）今回募集する市営住宅には、エレベーター、スロープが設置されていません。これらの設備を必要とする方が入居を希望される場合は、十分に現地確認の上、申込みをしてください。
- （4）原則として現に自己所有の住宅又は現に公営住宅・UR都市機構住宅に居住している方の申込みはできません。

《問い合わせ先》 北本市都市整備部建築開発課 営繕・住宅担当

電話 048-594-5574（直通）

目 次

1	申込み受付から入居までの流れ	・ ・ ・ ・ ・	1 ページ
2	入居募集する市営住宅の概要	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
3	申込み資格	・ ・ ・ ・ ・	4 ページ
4	優遇抽選資格	・ ・ ・ ・ ・	6 ページ
5	家賃	・ ・ ・ ・ ・	7 ページ
6	申込み方法	・ ・ ・ ・ ・	8 ページ
7	抽選方法	・ ・ ・ ・ ・	1 1 ページ
8	入居資格の喪失	・ ・ ・ ・ ・	1 2 ページ
9	その他の注意事項	・ ・ ・ ・ ・	1 2 ページ
10	家賃表	・ ・ ・ ・ ・	1 4 ページ
11	入居世帯の収入月額の計算方法	・ ・ ・ ・ ・ 1 5 ・ 1 6	ページ

◇ 添付書式（提出書類）

【全員が提出】

- ・ 市営住宅入居申込書
- ・ 申込者の住宅実態（状況）票

【該当する場合に提出】

- ・ 給与支払証明書
- ・ 給与支払証明書 パート・アルバイト用
- ・ 事業所得等収支明細書
- ・ 退職証明書
- ・ 内縁関係申立書
- ・ 在職証明書
- ・ 婚約証明書

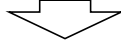
1 申込み受付から入居までの流れ

「入居者募集」

(※日程は変更になる場合があります)

入居者募集案内 令和7年11月25日(火)

広報「きたもと」掲載、市役所掲示板に告示、北本駅掲示板、公民館にポスター掲示



申込用紙の配布 令和7年12月9日(火)～令和8年1月9日(金)

市役所建築開発課窓口(庁舎2階)で配布します。午前8:45～午後16:30まで。

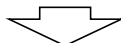
(土曜開庁時は8:45～11:45まで総合案内で配布。土曜の午後・日曜・祝日は除く)



申込書受付 令和7年12月16日(火)～令和8年1月9日(金)

市役所建築開発課窓口(庁舎2階)で受付(土日祝を除く)

※郵送の場合は1月9日(金)必着(消印有効ではないため、ご注意ください。)



書類内容審査および受付票の郵送(申込締切後に送付予定)

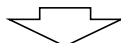
「申込書」及び「添付書類」について適正であるか審査をします。

申込み条件を満たした方に「受付票」を郵送します。



公開抽選会 令和8年1月22日(木)14:00～(文化センター第1研修室)

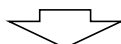
応募者多数の場合、公開抽選会を開催します。詳細については、受付票送付時にお知らせいたします。(都合により出席できない場合は、市担当者が代わって抽選を行います。また、抽選の結果は来場の有無にかかわらず後日郵送します。)



実態調査 令和8年1月26日(月)～1月27日(火)頃

市担当者が入居予定者宅を訪問し、居住状況の実態について調査します。

調査の結果、申込書等に虚偽があった場合には、入居が取り消しになります。



入居決定通知書の送付 令和8年2月9日(月)頃郵送

「入居決定通知書」を郵送します。

請け書の提出及び敷金の納付

入居決定の日から10日以内に「請け書」の提出及び、敷金の納付を行っていただきます。



入居説明会 令和8年2月19日(木)頃

入居予定の居室において入居説明会を行います。

※ 詳細については、入居決定通知に同封します。



入居開始(入居指定日) 令和8年2月20日(金)頃

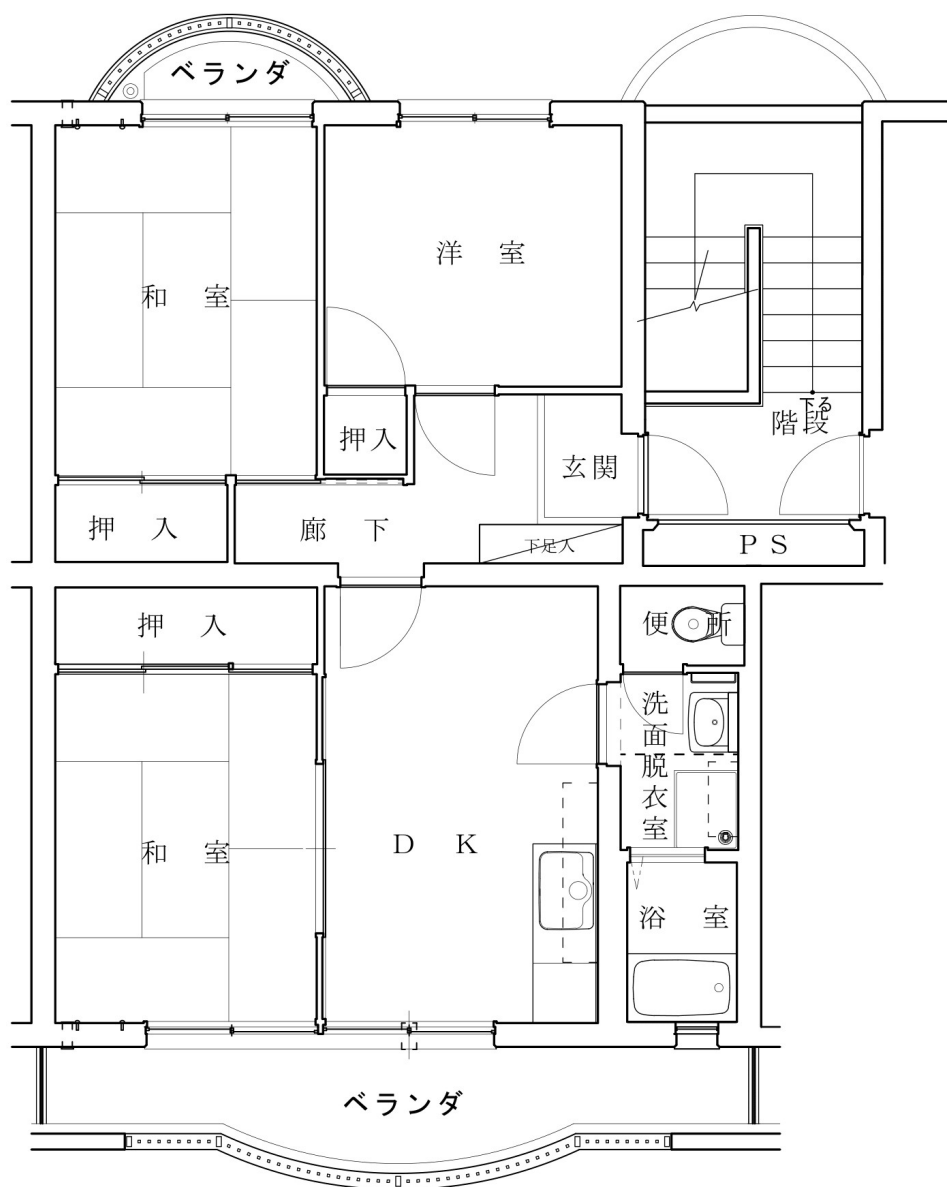
(入居指定日から15日以内に入居してください)

※ 家賃は入居指定日から発生します。引っ越した日からではありません。

2 入居募集する市営住宅の概要

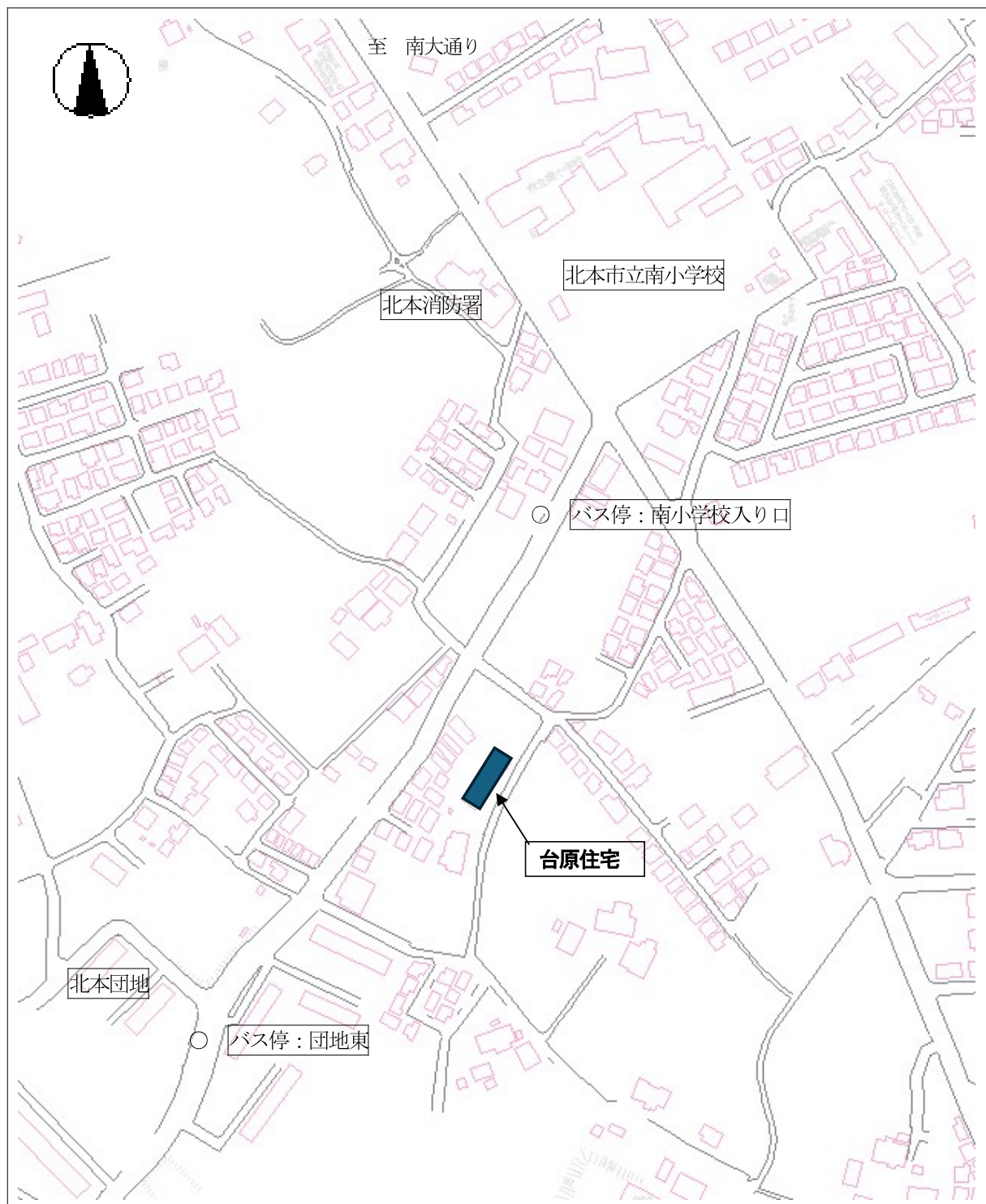
「市営台原住宅」(昭和63年管理開始)

所在地 北本市下石戸下1517番地1
構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
家賃 23,000円～45,100円
※入居者の所得額に応じて家賃が決定します。
間取り 3DK
募集戸数 1戸(2階)
入居指定日 令和8年2月20日(金)頃



案内図

台原住宅案内図



3 申込み資格（条例6条）

申込みできる方は、次の各項目全てに該当する方に限ります。

※今回募集する居室は、室内外にスロープ・エレベーターの設備が設置されていませんので、これらの設備を必要とする方が入居を希望される場合は、十分に現地確認をした上での申込みをお勧めします。

① 親族からなる2人（出産予定では人数に含まれません）以上の世帯での申し込みであること。

現に同居し、又は同居しようとする親族があることとします。ここでの親族とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- ・配偶者（内縁関係および婚約者を含みます）
- ・1親等の血族又は姻族
- ・市長が特別な事情があると認める者

なお、夫婦どちらか一方が子供と申し込む場合（DV被害者の方を除く）や社会通念上著しく不自然な世帯分離による申込みはできません。

※ 婚約している場合は、入居日までに婚姻の届出をしたことが確認できることが条件となります。

※ 内縁関係で申込みの場合は、住民票で1年以上の同居（申込み締切日時点）が確認できることが条件となります。（要綱22条）

※ 事実上婚姻関係が解消した世帯で申込みの場合は、配偶者と住民票で1年以上の別居（申込み日時点）が確認できる者、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている者、児童扶養手当の支給を受ける者が条件となります。（要綱6条2項）

※ 市長が特別な事情があると認める者とは、下記1. 2. いずれかに該当する方となります。（要綱29条1項1号）

1. 下記のすべての要件に該当する者

- ・現に同居し又は同居しようとする者が扶養を必要とする者であって、扶養の義務を負えるものがない者
- ・入居申込者又は入居者の3親等内の親族
- ・18歳未満又は60歳以上の者

2. 北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定により宣誓書を提出した者

② 収入基準

入居しようとする世帯全員の収入月額が、下記の収入基準額の範囲を超えていないこと。（P18の収入月額の計算方法にあてはめて計算してください）

収入基準額（収入月額）	158,000円以下
（ただし、裁量世帯（※）の場合は、214,000円以下）	

※【裁量世帯】とは、次に該当する親族が現に同居し、または同居しようとする親族がある世帯です。（条例6条4項）

- (ア) 1級～4級に該当する身体障がい者の方
- (イ) 1級、2級に該当する精神障がい者の方
- (ウ) ㊤、A、B、Cに該当する知的障がい者の方
- (エ) 障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者の方
- (オ) 原子爆弾被爆者の認定を受けている方

- (カ) 海外からの引揚者で、本邦引揚げ後5年以内の方で引揚げ証明書の交付を受けている方
- (キ) 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方
- (ク) 入居者が60歳以上でかつ同居者が60歳以上又は18歳未満の方
- (ケ) 同居者に小学校就学前の者がいる方

③ 北本市内に住所または勤務場所を有し、市町村民税等を滞納していないこと。
在住または在勤の基準日は、令和7年11月25日です。

④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

自己所有の住宅や地方公共団体、UR都市機構、公社の賃貸住宅に居住している方は「住宅に困窮」しているとは認められません。ただし、下記の例1、例2等に該当することにより、申込みできる場合があります。(要綱20条1項及び2項)

例1 公営住宅に居住している方

- (ア) 現に居住している住宅の除却が決定されているとき。
- (イ) 入居後、世帯人数に変動があり、世帯人数に相応の住宅に申込む方。
(3DKの2人世帯が2DKに申し込む場合など)

例2 UR賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅に居住している方

- (ア) 市営住宅申込みの収入基準に該当し家賃の負担率が、その年間収入金額を12で除した額の25%以上である方。
- (イ) 建替事業による家賃の負担率が、その税込収入の20%以上である方。
- (ウ) 上記の「例1 公営住宅に居住している方」の場合の(イ)に該当する方。

⑤ 申込み本人を含めた同居世帯の全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。(条例6条1項5号)

4 優遇抽選資格

下記のいずれかに該当する世帯は優先世帯となりますので、該当者はその旨申込書に記入してください。

※【優遇抽選資格】とは、以下に該当する場合、抽選において、一般世帯該当者の当選確率に加算倍率を加算して、当選確率を高くします。(要綱11条2項)

① 母子・父子世帯 (条例9条3項2号)

申込み時点で、申込者本人が配偶者（内縁の夫若しくは妻を含む）のいない女子又は男子であり、現に20歳未満（入居指定日の前日時点）の児童を扶養している世帯（別居及び離婚調停中の方は該当しません）。

② 高齢者世帯 (条例9条3項3号)

申込者本人が60歳以上（入居指定日の前日時点）であり、次のいずれかに該当する方

- ・同居者が配偶者（内縁の妻もしくは夫を含む）だけである場合
- ・同居者が18歳未満（18歳になって最初の3月末日まで）の親族だけの場合
- ・同居者が60歳以上の親族だけの場合
- ・同居者がウ、障がい者世帯の①～④に該当する親族だけの場合

③ 障がい者世帯 (条例9条3項4号)

入居者若しくは同居又は同居しようとする親族が、いずれかに該当する世帯

- ・1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
- ・1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
- ・㉠、A、又はBのみどりの手帳等の交付を受けている知的障がい者

④ 被爆者世帯 (規則6条1項1号)

被爆者健康手帳の交付を受けている方

⑤ 引揚者世帯 (規則6条1項2号)

新たに海外から引揚げた者で、知事の指定を受けた者（引揚げた日から起算して5年を経過していない者で、引揚げ証明書の交付を受けている者）

⑥ 多子世帯 (規則6条1項4号)

3人以上の18歳未満（18歳になってから最初の3月末日まで）と現に同居し、又は同居しようとする者

⑦ 子育て世帯 (規則6条1項5号)

18歳未満（18歳になって最初の3月末日まで）の子供を扶養している世帯

⑧ DV被害者世帯（規則6条1項6号）

申込者本人が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で下記のいずれかに該当する者

- ・ 保護施設等で保護が終了した日から 5 年を経過していない。
- ・ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から 5 年を経過していない。

5 家 賃

今回募集する住宅の家賃月額、23,000円～45,100円となっており、収入により決定します。（P14の家賃表を参照してください）

また、家賃は、引越し日にかかわらず、**入居指定日より発生**します。

※ 家賃額の算定方法について

家賃額は、毎年度、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件により算出し決定されます。

$\text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年係数} \times \text{利便性係数}$

入居後は毎年、収入申告していただき、その結果に基づき家賃額を決定します。

収入月額が15万8千円（裁量階層は21万4千円）を超える場合は、収入超過者として明け渡し努力義務が発生するとともに、超過割合に応じた額が加算されます。（2年以上連続して収入基準を上回る場合、その加算額も増加されます。）

ただし、入居後3年以内は、収入基準月額を超過していても「収入超過者」に対する家賃の加算はありません。なお、収入を申告されないと近傍同種の住宅の家賃となります。

6 申込み方法（規則3条）

受付期間中に下記の書類を建築開発課に持参もしくは郵送して下さい。

受付期間：令和7年12月16日（火）から令和8年1月9日（金）まで

※持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く午前8時45分から午後16時30分まで。

※郵送の場合は令和8年1月9日（金）必着。（消印有効ではないため、ご注意ください。）

※申込み書類はお返しいたしません。

全員の方に必ず提出していただく書類

※各証明書は3か月以内に発行されたものをご用意ください。

書 類 の 種 類	書 類 の 内 容
市営住宅入居申込書	別添指定用紙に必要事項を記入
住 民 票 （規則3条2項1号）	入居しようとする世帯全員の住民票（続柄の記載されているもの） （要綱18条）
申 込 世 帯 全 員 分 の 所 得 の 証 明 書 （規則3条2項2号） （ 給 与 所 得 者 ） （ 事 業 所 得 者 ） （ 年 金 受 給 者 ）	総収入額が記載された 令和7年度【令和6年分】 の市町村長が発行した課税証明書又は非課税証明書（※3か月以内の発行）（要綱19条） ※ 申込日時点で中学生以下の方の分は提出不要 ※【給与所得・年金所得者】【事業所得者】の方は、合わせて下記書類を提出
	給与所得者 年金受給者 令和6年分の源泉徴収票 ・給与所得の源泉徴収票 ・公的年金等の源泉徴収
	事業所得者 令和6年分の確定申告書控の写し ※上記が提出できない方は事業所得等収支明細書（別添指定用紙）を提出
申 込 世 帯 全 員 分 の 納 税 証 明 書 （規則3条2項3号）	令和6年度 の市町村長が発行した市県民税の納税証明書又は非課税証明書（※3か月以内の発行）（要綱21条） ※ 申込日時点で中学生以下の方の分は提出不要
現 在 住 ん で い る 住 宅 の 証 明 書 （規則3条2項4号）	次のいずれかの書類（要綱20条） ア 借家等（アパート等）に住んでいる方は、賃貸契約書の写し（全ページ）を提出 ※ 社宅等で賃貸契約書がない場合は、貸主との賃貸を証明する書類を提出 イ 親族等の家に住んでいる方は、所有権の記載のある家屋の固定資産評価証明書（市町村長が発行したもので3か月以内のもの）を提出 ※ 共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの。 ウ 持ち家が競売等につけられ立ち退きを求められている方は、それを証明する書類 エ その他必要な書類
申 込 者 の 住 宅 実 態（状況）票	別添指定用紙に必要事項を記入

該当する方のみ提出していただく書類

区 分	書 類 の 名 称
① 令和6年1月2日以降に現在の職場に就職（パート、アルバイトを含む）した高校生以上の方	給与支払証明書（添付指定用紙）及び健康保険証の写し
② 令和6年1月2日以降に自営業を開業した方	収支明細書（添付指定用紙）及び税務署長に提出した開業届控えの写し
③ 令和6年1月2日以降に退職し、現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書（添付指定用紙に勤務先の代表者等が証明したもの）
④母子、父子世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）
⑤ひとり親（寡婦）控除に該当する方	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）
⑥事実上婚姻が解消した世帯	戸籍謄本及び1年以上別居している事が確認できる双方の住民票又は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書
⑦内縁関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書（添付指定用紙）及び1年以上同居している事が確認できる住民票
⑧市外居住者で、市内に勤務場所のある方	在職証明書（添付指定用紙に勤務先の代表者等が証明したもの）
⑨障がい者の方	身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は、精神障がいの障害年金給付の証明書、みどりの手帳の写し、戦傷病者手帳の写し等
⑩原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳の写し
⑪生活保護を受給している方	生活保護受給証明書（福祉事務所発行のもので受給開始年月日の記載があるもの）
⑫現在婚約中の方	婚約の証明書（添付指定用紙） 現在の住民票（両者のもの） ※入居指定日の前日までに入籍したことが確認できることが条件
⑬特定中国残留邦人等で支援給付を受給されている方	支援給付受給証明書
⑭引揚者世帯	引揚げ証明書の写し
⑮DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・保護施設等の入所の証明 ・裁判所が決定した保護決定書の写し
⑯令和6年1月以降に新たに年金の受給権を取得した方	年金証書及び年金支払通知書の写し
⑰配偶者のいない成人	戸籍謄本（配偶者がいないことを確認するため）（※3ヶ月以内の発行）

⑱同居予定者が現在別世帯の場合	戸籍謄本（続柄を確認するため）（※３ヶ月以内の発行）
⑲日本国籍のない方	住民票（世帯全員で、続柄の記載があるもの）※３ヶ月以内の発行 在留カード又は特別永住証明書（カード）表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員分が必要となります。
⑳パートナーシップ宣誓者の方	パートナーシップ宣誓証明書もしくは宣誓証明書カード

※ その他、審査に必要な証明書類等を請求する場合があります。

※ ㉔以外の証明書は３か月以内に発行されたものをご用意ください。

個人情報の利用目的等について

① 個人情報の利用目的

- ・市営住宅等の申込み、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ・各種情報及び連絡事項のご連絡のご案内
- ・その他住宅等の管理上必要な場合

② 個人情報提供の任意性

申込み書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますのでご承知おきください。

③ 個人情報の利用目的の通知及び開示等のお求めの手続き

当市は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めには対応しております。なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

7 抽選方法（要綱第11条第2項）

申込み者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選により入居者を決定します。

抽選において、優先世帯該当者は一般世帯該当者の当選確率に下表の加算倍率を加算して行います。

住宅	優先事由	加算倍率	適用
一般住宅	母子・父子世帯	2倍（1倍）	同一世帯で、複数の優先事項に該当する場合には、2つ目以降の加算倍率は、（ ）内の倍率とする。
	高齢者世帯	2倍（1倍）	
	障がい者世帯	2倍（1倍）	
	被爆者世帯	2倍（1倍）	
	引揚者世帯	2倍（1倍）	
	多子世帯	2倍（1倍）	
	子育て世帯	2倍（1倍）	
	DV被害者世帯	2倍（1倍）	

◆抽選手順

① 申込者の持ち番号を決めます。

② くじ引きにより当選番号並びに順位を決定します。

当選番号と同じ持ち番号の方が入居予定者となります。また、順位ごとにくじ引きを行います。

※ 都合により公開抽選会に出席できない場合は、市担当者が代わって抽選を行います。また、抽選の結果は来場の有無にかかわらず後日郵送します。

※ 今回の募集住宅において、当選者が当選後に辞退又は失格した場合及び指定された入居日の翌日から起算して90日以内に住宅を明け渡した場合に限り、補欠者順位に従って繰上げにより入居の権利が移ります（要綱第14条第1項）。なお、今回の指定された入居日の翌日から起算して90日間を過ぎた時点で補欠の順位は失効します。

8 入居資格の喪失

次のような場合は失格となります。

- ・申込み内容が虚偽であることが明らかなとき。
- ・資格審査において、収入基準を超えるなど入居者資格がないものと認定されたとき、または資格審査に必要な書類が指定された期日までに提出されないとき。
- ・入居の通知を受けたにもかかわらず、決められた日までに入居の手続きを行わなかったとき。
- ・申込みした全ての親族が同時に入居できないとき。
- ・同一世帯で2通以上の申込みをしたとき。
- ・申込み後に住所変更等の申告事項を変更した場合でこれを市に連絡しなかったとき。
- ・入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員）であることが判明したとき。なお、暴力団員であるか否かについては、抽選等により入居予定者となった時点で、他の関係機関に照会し確認を行います。

9 その他の注意事項

◆ 住宅について

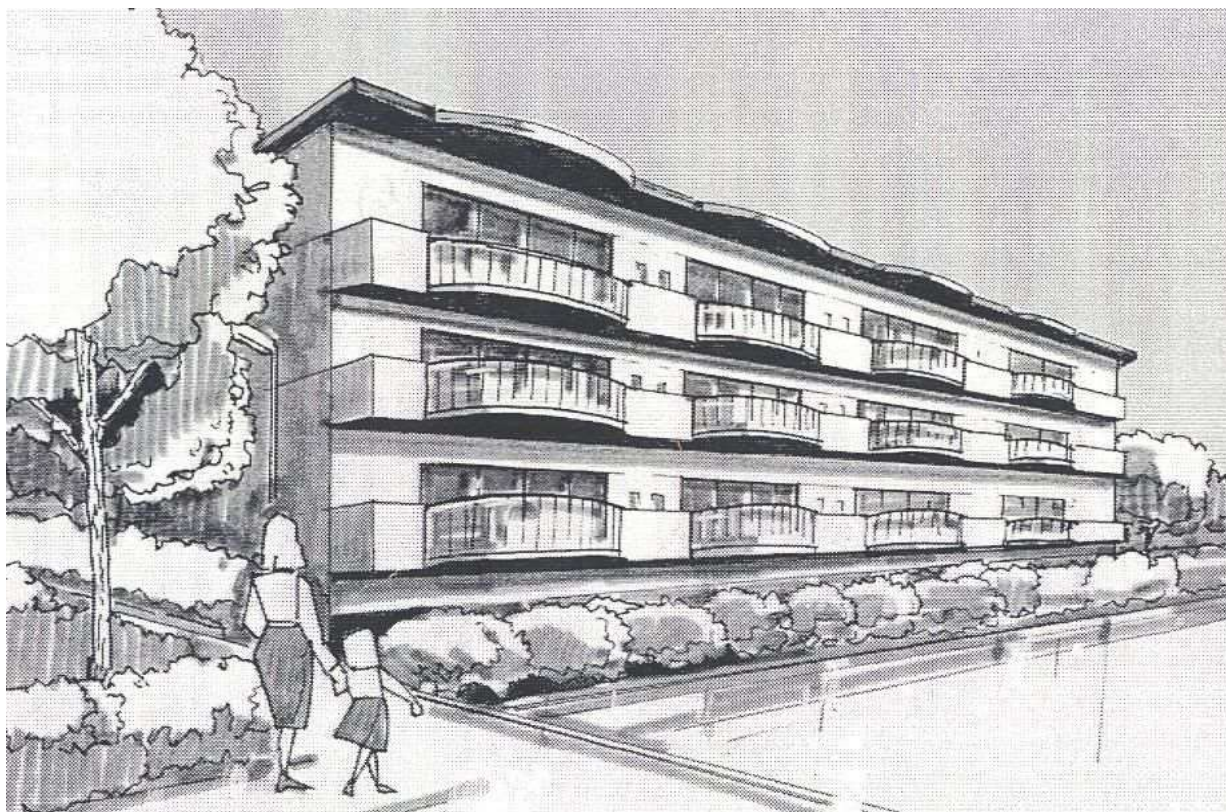
- ・車を所有している方は別途、民間駐車場の契約が必要になります。
- ・団地内で犬、猫などの動物を飼育することはできません。
- ・給湯は浴室、洗面台、流し台の3か所になっています。
- ・エアコンはありません。入居者で設置してください。
※ 熱中症予防のため、エアコンの設置をお勧めします。
- ・ガスコンロはありません。入居者で設置してください。
※ 都市ガス用のガスコンロを設置してください（プロパン用のガスコンロは不可）。
- ・居室には照明器具はついていません。入居者で設置してください。
（玄関・トイレ・洗面脱衣室・浴室、流し台には照明器具が設置してあります）
- ・トイレは洋式水洗トイレです。
- ・エレベーター設備はありません。

◆ 共益費等の負担

市営住宅の入居者は家賃のほかに、共同で利用する施設の維持・管理費用（共益費）を負担していただきます。なお、自治会に入会していただきますようお願いいたします。
※自治会の入会には会費の負担が必要となります。

◆ 入居手続および入居後の注意事項

- ① 敷金は、決定家賃月額額の3か月分を入居決定の日から10日以内に納入していただきます。
- ② 入居の際は、入居決定の日から10日以内に緊急時等連絡先を連署した請け書（緊急時等連絡先を連署した者の印鑑登録証明書を添付）の提出が必要です。
- ③ 入居できるのは、入居指定日以降15日以内です。（期限内に入居できない場合は失格となります）また、入居した日から7日以内に入居完了届けと市営住宅へ異動した住民票の写しを必ず提出していただきます。
- ④ 家賃の支払いは、指定の金融機関からの口座振替となります。（市と金融機関との手続きの都合により口座振替が不可能な期間は伝票により指定の金融機関へ払い込みをお願いする場合があります。）
家賃の口座振替は毎月末日です。
家賃を3か月以上滞納されたときは、市営住宅の明渡しを請求します。
- ⑤ 入居してから5年以上経過し、収入申告で「高額所得者」に認定されたときは、近傍同種家賃額を請求するとともに一定の期間を定めて市営住宅の明渡しを請求します。
- ⑥ 犬、猫等の飼育など、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により市営住宅を退去していただきます。
- ⑦ 入居者の異動に際し、市の承認を受けなかった場合は、条例等の規定により市営住宅を退去していただきます。
- ⑧ 設備機器等に不具合が発生した場合は、市に連絡してください。



10 家賃表

令和7年度の市営住宅家賃一覧表です。(毎年度、条例に基づき見直しを行います)

■市営台原住宅

家賃算定基準額 (収入月額)	タイプ	家賃月額
0円 ～ 104,000円まで	3DK	23,000円
104,001円 ～ 123,000円まで		26,500円
123,001円 ～ 139,000円まで		30,300円
139,001円 ～ 158,000円まで		34,200円
■裁量階層世帯の該当者 158,001円 ～ 186,000円まで		39,100円
■裁量階層世帯の該当者 186,001円 ～ 214,000円まで		45,100円